(7)　当該海外投資家等特例業務届出者が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第三号イ（法第二十九条の四第一項第二号イに係る部分に限る。）に該当しないことを誓約する書面

四　第二百四十六条の十三第四号ロに掲げる事項に変更があった場合　次に掲げる書類

イ　主要株主が保有する対象議決権の数を記載した書面

ロ　新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が個人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号ホに該当しないことを誓約する書面

ハ　新たに主要株主となった者がある場合において、当該主要株主が法人であるときは、法第六十三条の九第六項第二号ヘに該当しないことを誓約する書面

3　第一項の届出書及び前項各号に定める書類は、英語で記載することができる。

4　第一項の書面は、別紙様式第二十一号の四に準じて英語で作成することができる。

（海外投資家等特例業務に該当しなくなった場合の届出）

第二百四十六条の二十一　法第六十三条の九第十項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、その旨、該当しなくなった年月日及び該当しなくなった理由を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

2　前項の届出書は、英語で記載することができる。

（海外投資家等特例業務届出者の地位の承継の届出）

第二百四十六条の二十二　法第六十三条の十第二項の規定により届出を行う者は、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第一項の海外投資家等特例業務届出者に係る海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　承継した者の商号、名称又は氏名

二　承継の年月日及び理由

三　承継の方法

四　承継した者が法人であるときは、資本金の額又は出資の総額

五　承継した者が法人であるときは、役員の氏名又は名称

六　承継した者に重要な使用人があるときは、その者の氏名

七　承継した者の主たる営業所又は事務所（外国法人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所を含む。第十号において同じ。）の名称及び所在地

八　承継した者が海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の名称及び所在地

九　承継した者が他に事業を行っているときは、その事業の種類

十　承継した者の主たる営業所又は事務所及び海外投資家等特例業務を行う営業所又は事務所の電話番号並びにホームページアドレス

十一　承継した者が法人であるときは、主要株主に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　本店又は主たる事務所の所在地（個人にあっては、住所又は居所）

ハ　法人であるときは、代表者の氏名

十二　承継した者が外国法人であるときは、国内における代表者の所在地又は住所及び電話番号